

## ◆指定の種類

これらの文化財のうち、わが国にとって歴史的・芸術的・学術的価値が高いとされるものを【指定】、【登録】及び【選定】し、重要文化財や登録有形文化財、重要文化的景観としています。その中でも特に価値の高いものを国宝・特別史跡等に【指定】しています。

また、それ以外の文化財の中から、県内レベルで重要なものを富山県で【指定】したり、市内レベルで重要なものを南砺市で【指定】したりしています。

そのほかに、重要無形文化財・重要無形民俗文化財以外の無形文化財・無形民俗文化財で、我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上で貴重な工芸技術、我が国の芸能の変遷の過程を知る上で貴重な芸能又は芸能の技法については、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財・無形の民俗文化財」として【選択】し、必要に応じて国が自ら記録作成を行っています。

指定・登録・選定の別 文化財の種類		国指定		県指定	市指定	国選定	国登録	国選択
		重要文化財、 国指定記念物の中で 特に優れているもの	重要なもの	県の区域内に 存在する国指定 以外のもので重要なもの	市域内に存在 する国・県指定 以外のもので重要なもの		保存と活用 が特に必要なもの	特に必要 なもの
有形文化財	建造物	国宝 ←	重要文化財	県指定 有形文化財	市指定 有形文化財		登録有形 文化財	
	美術工芸品							
無形文化財			重要無形 文化財 <small>(保持者：人間国宝)</small>	県指定 無形文化財	市指定 無形文化財			記録作成等の 措置を講ずべき 無形文化財
民俗文化財	無形民俗文化財		重要無形 民俗文化財	県指定無形 民俗文化財	市指定無形 民俗文化財			記録作成等の 措置を講ずべき 無形の民俗 文化財
	有形民俗文化財		重要有形 民俗文化財	県指定有形 民俗文化財	市指定有形 民俗文化財		登録有形 民俗文化財	
記念物	遺跡等	特別史跡 ←	国指定史跡	県指定史跡	市指定史跡			
	名勝地	特別名勝 ←	国指定名勝	県指定名勝	市指定名勝		登録記念物	
	動植物・ 地質鉱物	特別天然記念物 ←	国指定 天然記念物	県指定 天然記念物	市指定 天然記念物			
文化的景観					市指定 文化的景観	(特に重要なもの) 重要文化的 景観		
伝統的建造物群					(指定ではなく決定) 伝統的建造物 群保存地区	(我が国にとって 価値が高いもの) 重要伝統的 建造物群 保存地区		
その他	選定保存技術					(保存の措置が 必要なもの) 選定保存 技術		
	埋蔵文化財	埋蔵文化財は文化財に指定されているものではありません。 しかし、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には事前の届出が必要です。周知の埋蔵文化財包蔵地は南砺市で約600カ所、全国で約44万カ所あり、毎年8千件以上の発掘調査が行われています。						